

令和元年第4回滝川市議会定例会（第9日目）

令和 元年12月12日（木）

午前 9時56分 開 議

午前11時20分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 報告第 1号 監査報告について

報告第 2号 例月現金出納検査報告について

日程第 4 意見書案第1号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める要望意見書

意見書案第2号 スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める要望意見書

日程第 5 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（15名）

1番	三 上 裕 久 君	3番	木 下 八重子 君
4番	山 口 清 悦 君	5番	山 本 正 信 君
6番	渡 邊 龍 之 君	7番	関 藤 龍 也 君
8番	寄 谷 猛 男 君	9番	佐々木 和 代 君
10番	安 樂 良 幸 君	11番	本 間 保 昭 君
12番	田 村 勇 君	13番	柴 田 文 男 君
14番	荒 木 文 一 君	15番	水 口 典 一 君
16番	東 元 勝 己 君		

○欠席議員（1名）

2番 堀 重 雄 君

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	長 瀬 文 敬 君	総 務 部 次 長	柳 圭 史 君
市民生活部長	浦 川 学 央 君	保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君
産 業 振 興 部 長	鎌 田 清 孝 君	産 業 振 興 部 次 長	阪 本 康 雅 君
建 設 部 長	山 崎 智 弘 君	市立病院事務部長	椿 真 人 君

教 育 部 長 田 中 嘉 樹 君
監 査 事 務 局 長 杉 原 慶 紀 君
企 画 課 長 諏 佐 孝 君

教育部指導参事 廣 瀬 一 仁 君
総 務 課 長 深 村 栄 司 君
財 政 課 長 堀之内 孝 則 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 竹 谷 和 徳 君
書 記 村 井 理 君

次 長 菊 田 健 二 君
書 記 池 田 茂 喜 君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、15名であります。

欠席の申し出は堀議員でございます。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田村議員、柴田議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は7名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位8番目の方の質問に入ります。

なお、最終10番目の堀議員からの申し出により、都合により欠席するとの届け出がございました。そのことにより一般質問を取り下げる旨の申し出がございましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、一般質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。公明党の三上でございます。同じ会派ということで、堀議員につきましては、理事者の皆さんは答弁を準備されたと思いますけれども、大変申しわけなく思っております。どうかご理解いただきたいと思います。

それでは、質問の順番に沿って質問していきたいと思っております。

◎1、市長の基本姿勢

1、第2期総合戦略について

まず、市長の基本姿勢なのですが、ここでは第2期の総合戦略について伺ってきたいと思います。9月議会のときに水口議員より、第2期についてはどのようなのだという質問があったかと思いますが、そこでは出てこなかった部分について伺ってきたいと思います。私は、以前にもお話ししましたとおり、余りにも第1期の総合戦略についてはいろいろなことをやったがために、何か結果として、まだ結果は出ておりませんけれども、ぼやけてきているという印象を受けております。そういったことで、第2期についてはぜひこの5年間やってきたことを絞り込んで、あれもこれもやるのではなくて、絞り込んで集中的にやっていただきたいという思いできょうは質問させていただきたいと思っております。

まず、第1点目なのですが、国の支援策に地方創生人材支援制度というものがあります。これに

については、意欲と能力のある国家公務員や民間人を地方の自治体に派遣していただけるという、ただこれについては財政支援がないので、相当受け入れる側としても覚悟が必要だと思います。そういったことで、市長は過去に副市長を民間から招聘した経験がございますので、その部分については次の第２期についてこの制度を活用するかどうか、活用することについての見解を伺いたいと思います。

○議 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 地方創生人材支援制度につきましては、平成２７年度から開始された制度でありまして、人口１０万人以下の市町村を対象として、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に積極的に取り組む自治体に国家公務員、大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣する制度となっております。派遣されました人材は、副市長あるいは幹部職員として、市町村が策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策の推進を中核的に担うこととなり、常勤の場合の派遣期間は原則２年間、非常勤の場合には１年から２年とされております。議員の質問の中にもございましたとおり、派遣されました人材に係る給与等の人件費につきましては受け入れをした市町村が負担することとされており、一般財源による負担となります。この制度につきましては、開始された平成２７年度における派遣先が６９市町村でしたが、以降活用する自治体が減少し、令和元年度における派遣は３３市町村と半減している状況にあります。また、いずれも地方創生の取り組みに強い意欲があり、総合戦略の実行のため十分な能力を有しているものとされており、市町村からの派遣希望に対し、国がマッチングを行い、派遣先を決定することとされております。

本市におけるこの制度の導入の考え方についてでございますが、中央省庁とのネットワークや高度な知識を有する派遣人材の導入により地方創生施策の進捗が期待される一方、人件費について相応の負担が発生することや制度開始から５年が経過し、活用自治体が減少していること、今後国の第２期総合戦略が閣議決定をされ、示されるという予定がある、また本市においてこれから第２期総合戦略策定の流れになることを考えますと、現時点におきまして即導入について検討する状況にはないということで判断しているところでございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 確かに地方を支援するプログラムになっているのですが、私はこれは財政的な支援がないとなかなか手を挙げる自治体も少ないだろうと思っております。ただ、市長は、先ほど申したとおり過去に副市長を民間から招聘したと。招聘することによって、その方の経験、知識あるいは人脈ということが後々つながってくると思うのですが、今は判断できなくても、市長、今後においてはどのようなお気持ちでいらっしゃるか伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまのご質問でございますが、確かに私が民間の副市長をお招きして、効果が非常にあったということは皆さん方も認めていただけるのではなかろうかというふうに思っております。民間人材の活用は、本当に大切なことだというふうに思っているわけでございます。しかしながら、先ほどのこの制度につきましては財政的な問題もございまして、いま一つ踏み切れないとこ

ろがあるわけでございますけれども、今後財政関係等で許される部分があるならば、このような制度を活用し、優秀な民間の人材のお知恵もいただけるような、そういう場面もつくることができればいいなということは思っておりますが、現時点ではなかなか厳しいものかなというふうに思っております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 それでは、次の質問に移ります。

前の質問では、財政支援がなかった。だから、多分難しいだろうとお答えするだろうと思って、次の質問を用意しております。地域おこし企業人交流プログラムということで、この国の支援策も活用できないだろうかと思っております。前の質問でもお話ししたとおり、さまざまな経験あるいは知識、そういった方々を招聘することによって今後の滝川につながっていくだろうと思っております。こちらは財政的な支援がございまして、上限年間1人560万円まで、これは人件費になるかと思っておりますけれども、こういったものが支援されるわけなのですが、このプログラムを活用することについての見解を伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 地域おこし企業人交流プログラムにつきましては、平成26年度から開始された制度でございまして、3大都市圏に所在する民間企業等の社員を自治体と企業とが協定を締結することにより3年を上限として地方自治体に派遣し、地域独自の魅力開発や地域資源の価値向上などに従事してもらうことで地域課題の解決と地方への人の流れを創出することを目的とした制度でございます。言うなれば地域おこし協力隊の企業版と位置づけられる制度でございますが、平成30年度の全国での活用実績といたしましては56市町村となっており、制度開始から5年が経過をいたしておりますが、現時点では利用がなかなか拡大していないという状況にもございます。当該制度の活用の際しましては、企業人の受け入れに要する経費が議員のほうからお話がありましたとおり特別交付税により措置されることとされており、企業人1人当たり年間560万円を上限として措置されるほか、企業人が発案した事業について年間100万円を上限として、その50パーセントが措置される制度となっております。

本市におきましては、さきの質問にもございましたとおり、これまで民間から副市長を採用し、人脈やノウハウを生かして地域課題の解決に取り組んできた経過があり、専門的な知識と実施を有する民間企業からの派遣を受け入れることは行政としても目標達成に向けて有益な手段だというふうには考えておりますが、この制度を活用した民間人の活用に当たっては、派遣に関する条件等について地方自治体と派遣元の企業が協定により定めることとされているため、大企業から実績のある社員を受け入れた場合、給与等について特別交付税措置の上限額を超過し、一般財源での負担が生じるということも想定する必要がありますし、自治体側が解決をする案件と企業側が派遣される人材のマッチングがされていない場合十分な成果が得られないという懸念もあります。こうしたことから、活用に当たっては現在導入しております自治体の成果等も見きわめつつ、次期総合戦略の策定過程において制度の導入について期待できる効果の有無についても十分検討してまいりたいと

いうふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 お金がないので、なかなか思いっきりできることは限られてくると思います。

次の質問です。最近、過去においては移住、定住ということが盛んに各自治体では行われて、人を外から取り込もうと、そしてその人方が定住していただけるようにしていきたいということが盛んに言われておりました。最近では、交流人口というのがありますけれども、これは観光とかで一時的に滝川を訪れていただける。ただ、これも限られた部分があって、そのときにお金を落としてくれればいいですけれども、なかなか簡単に結びつくことができない。そういった中で、関係人口を使うことによってまち自体を活性化していくという考え方がございます。この関係人口、どういうことかという、例えば農業の繁忙期ありますね、繁忙期に首都圏というか、札幌圏から3泊でも4泊でもいいのですけれども、その期間中宿泊して、無償のボランティアで汗を流して帰っていただけると。これは、毎年のように来ていただける。そういうような関係づくりをすること、そういう仕掛けをすること、それが今後大事になってくるのかなと思いますけれども、このことについての見解について伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて国が示した基本方針2019におきまして、重点を置くべき視点として将来的な地方移住にもつながる関係人口の創出、拡大が挙げられております。関係人口の定義につきましては、国から明確な提示はございませんが、広義には市開催のイベントなどへの参加やふるさと納税による寄附者など、どのような形であれば本市とかわりを持っていただき、本市へのご支援の思いを持っていただいている方については関係人口と捉えるべきものと理解しているところでございます。したがって、道の駅、滝川ふれ愛の里、観光国際スクエアのご利用や市ホームページ等の活用により本市を多くの方に知っていただき、関係人口の入り口部分について拡大を図りながら、ふるさと納税にご協力いただける方の増加に引き続き努める一方、かわりを持続することにより将来的には移住、定住に向けて段階的な交流の推進を図っていくことが必要と考えているところでございます。ただいま議員からおっしゃられた部分についても十分加味をしながら、今後第2期の総合戦略の策定に当たってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 滝川については、非常に素材があると思うのです。例えばそらぷちキッズキャンプ、このサポーターだとかボランティアの方々に1回きりではなくて定期的に来ていただけるような仕組みづくりだとか、例えば来年行われるパラリンピック、このアルゼンチン代表の合宿地に滝川はなっておりますけれども、アルゼンチンの合宿に関するボランティア活動をやっていただける方、こういった方々を2020年だけでなく毎年のように関係を持っていくという仕掛けをつくっていくとか。あるいはですね。コスモスマラソンもすごくいっぱい全国から来ていただきます。そ

ういった方々のくくりで何かできないだろうか。あるいは、菜の花畑の関係、この育成だとか、観光のサポーター、あるいはボランティア、こういったものに何かそういうことをつなげていけないだろうか。いろいろあると思うのです。そういったことで、ぜひ関係人口ということで滝川市の活性化につなげていきたいと思うのですが、市長はどのように、お考えなのか伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、三上議員おっしゃるとおり、関係人口づくりは非常に大切だと思います。滝川市にとっていろんな素材があるのですが、生かし切れていないというところも感じるところが多々あるわけでございまして、そのような関係人口づくりを今後も努力してまいりたいと思います。ただ、問題となるのは、そのプレーヤーとしてどのような方が中心となってやっていただけるかという問題があるわけでございまして、ぜひとも民間でそういう方々が育っていったって、ボランティア等を集めるとか、そのような形でプレーヤーになっていただける方がいると非常に心強いと思うわけでございます。そのような関係ができるように、今後いろいろと市内の皆さん方と相談しながら、若い方々の力もかりながら、職員の皆さんのお知恵もいただきながら、その関係づくりの努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。三上議員。

◎2、保健福祉行政

- 1、介護予防について
- 2、多剤服用防止について
- 3、特定健診の受診率向上について
- 4、児童虐待防止の取り組みについて

○三上議員 次は、介護予防について伺いたいと思います。

介護予防において住民が主体となる通いの場というのが最近よく聞くことなのですが、この通いの場をつくるのが非常に効果があって、介護予防につながっていくというお話があります。滝川でいうと一番有名なのが、いきいき百歳体操、これも通いの場の一つだと思うのです。滝川において今現在これ以外に通いの場として介護予防に役立っている事業、この事業は何なのか伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 本市におきます介護予防の事業といたしましては、いきいき百歳体操教室のほか、各種介護予防講座の開催や温水プールを活用した生涯元気教室、健康づくり課と連携し、実施しております高齢者口腔ケア教室、ヘルシーエクササイズなどを行っております。住民主体の通いの場の事業では、国の地域支援事業における住民主体の通いの場の定義が介護予防に効果が生じる週1回以上の開催、また65歳以上の誰もが参加可能ということなど要件がございます。該当する事業につきましては、平成29年度から開始した支えあい・いきいきポイント事業が住民主体の通いの場への参加者の増加には効果を上げていると判断しております。

○議長 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 今現在やっている事業については非常に効果があるという話ですが、この通いの場というのは住んでるところから徒歩で15分以内、それが理想なのですけれども、そうはなっていないと思うのです。この通いの場の充実に向けて今後どのような展開があるのか伺いたいと思います。

○議長 長 要旨の2番目に入ったということでよろしいですね。

○三上議員 はい、そうです。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 通いの場ということに限らず、地域では介護予防や認知症対策など高齢者福祉に関してさまざまな活動に主体的に取り組んでいただいております。行政としては、可能な限りの活動支援は行っていきたいと考えております。住民主体の通いの場にかかわるものということで申し上げますと、住民主体によるサロン活動への助成、いきいき百歳体操教室の会場暖房費などの支援、支えあい・いきいきポイントの対象の拡大などについて現在検討しております。

○議長 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 団塊の世代が75歳以上になる2025年、このときには認知症の方々が700万人前後にふえるという統計がございます。このときに65歳以上の5人に1人が認知症を患う。2017年の調査では、この通いの場へ参加している方々の認知症発症率がしていない方と比べると3割ほど低くなっているそうなのです。ですから、非常に通いの場というのが重要だということであります。今後については、さらに認知症予防というものが重要になってくると思います。

先日、厚生常任委員会としても認知症の人とともに歩む家族の会、あけぼの会の皆さんと意見交換を行わせていただきました。このときに皆さんからのお話の中で私がつくづく重要だなと思ったのは、家族で例えばご主人がちょっと認知症っぽいなと思ったときに、病院にかかろうとお話すると、いやいや、病院には行きたくないよと言うことが多いらしいです。家族の方がです。それと、その前段階としてこういう通いの場があると、お父さん、今度の何曜日、何日にそこへ行ってみようと言うとハードルがぐっと低くなって、そこなら行ってみようかと思う方が多いみたいです。そういったことで、この通いの場というのがすごく重要なのだなと思っております。もちろんあけぼの会の皆さんは住民主体でやっておりますので、このあけぼの会は今まで行政的な補助がなかったのですか、なかったと思うのですが、部長、この点についてはどのようにお考えか伺いたいと思います。

○議長 長 三上議員、今の質問なのですが、通いの場についてという観点なので、あけぼの会という固有のところへの補助金のことについてという質問はちょっとふさわしくないもので、質問の形を少々変えていただけるでしょうか。

○三上議員 この通いの場、いろんな団体があると思います。そういったことで、そういう方々に対する支援というのはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 例として挙げられましたあけぼの会のような団体の活動については、非常に一生懸命やっけていらっしゃるというふう認識しております。ただ、先ほど申しましたように、住民主

体の通いの場という定義にはちょっと当てはめることは困難である。ただ、その活動については行政としても支援を行いたいと考えておりますので、認知症施策の一環として会場費等の支援についての検討を進めてまいりたいと考えております。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 それでは次の質問に移ります。多剤服用の防止についてということで伺いたいと思います。高齢者の皆さんは、いろんな治療を受けたり診察を受けてかなり多くの薬剤を持っていると思うのです。それで、今この薬が6種類以上になると危険度が増すと。例えばふらつきを起こしたり、そういう副作用が起こってくる。私たちは、病院にかかるときにお薬手帳というのを持っていくな方と、そんなのあるのと言う方と、持っていない方、いろいろいらっしゃいます。それで、このことに対する危険性を注意喚起するもの、そういうようなことというのは今現在されているのかどうか伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 高齢者の方は、生活習慣病と老年症候群が重積しまして、治療や症状を緩和するための薬物の処方が増加し、多剤服用になりやすい。また、ご質問にありますように、6種類上の薬を服用すると副作用の危険が高まるということが報告されております。副作用については医師や薬剤師の専門的な知識が必要なため、主に介護支援専門員等がサプリメントを含めた全ての薬剤を把握し、かかりつけ医や薬局に相談したり、必要に応じて居宅療養管理指導を依頼するなどしております。現在副作用に特化した市民周知というのは行っておりませんが、残薬の相談を中心にかかりつけ医や薬局に気軽に相談できるよう、医療、介護関係者間の連携を図り、普及啓発を行ってまいりたいと思っております。また、今年度から運用を開始いたしました自立支援型の地域ケア会議において薬剤師のかかわりを求め、多剤服用の副作用に関する事案についても対応してまいりたいと考えております。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 それでは、今薬剤師あるいは医師に対しての連携ができているということなのですが、例えば初診で医療機関を受けたと、そのときにふだん服用している薬の情報というのが直ちに医者につながったり、つながっていることで処方を書いて、そしてその処方を持って薬を受け取りに行くわけなのですが、そういう連携というのは今現在も大丈夫だということで理解してよろしいですか。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問にありますように、例えば初診で初見の医療機関を受診した場合に全ての情報が伝わるようになっているかといいますと、そうはなっておりません。先ほど申しましたように、それぞれの連携を生かしながら、その周知を図っていくことがまず第一だと考えております。また、薬剤情報につきましては重大な個人情報でもありますので、それを病院間、診療所間、また介護事業所等で情報共有するためには、一部ネットワークの構成も始まっておりますけれども、なかなか100パーセントとはなっていないという状況でございます。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○議 長 それでは、次の質問です。特定健診の受診率向上についてなのですが、これは昔というか、数年前から非常に言われているのですが、なかなか受診率が上がっていかないという現実がございます。今現在この特定健診を受診するように勧めていると思いますが、受診率向上に向けてどのような取り組みを行っているのか伺っておきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 特定健診の受診率向上に向けた取り組みとしましては、受診券発送時のチラシ同封、市広報や町内会班回覧などによるPR、電話やはがき、戸別訪問による受診の勧奨、国の助成制度を活用した民間事業者による未受診者対策事業などを行っております。より魅力のある健診となるように尿酸や心電図など検査項目を追加したり、定期的に通院している方については医療機関から検査データを提供していただくデータ提供事業によって受診率の向上に反映させています。そのほか、受診者の中から抽選で健康グッズを進呈するキャンペーンですとか、新たに受診する知人、友人を紹介してもらうと肺がん検診を無料にするなどのキャンペーンの実施も行っております。商業関係団体ですとか町内会などでの会合でのPR、各医療機関や調剤薬局の窓口で受診を勧めていただくなどのさまざまな機関と連携を図った取り組みも行っています。また若い方に対しては、40歳時に保健師の訪問による受診勧奨を行っているほか、集団健診を休日に設定するなど受診環境の整備も行っていました。

以上のような取り組みを行ってきたことにより、平成30年度における受診率は対前年度比3ポイント増の37.1パーセントの見込みです。この受診率は国が示す目標値である60パーセントにはまだ及びませんが、また当市のデータヘルス計画等で定めた目標値38パーセントにはまだ達しておりませんが、北海道の平均受診率は29.9パーセントで、それを上回っておりますし、全道35市中9位という状況です。今後につきましても現在の取り組みを継続していくことはもちろんですが、さらに魅力的、効果的な取り組みができないかを常に考えながら引き続き受診率の向上に努めてまいります。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 受診率向上については、全道平均を当然上回っている。そして、35市中9番目だと。私から提案させていただきたいのは、全道1位になる手法がございます。それは何かといいますと、人の行動というのは必ずしも合理的でなく、直観や無意識に左右されるそうです。その行動や心理を活用したナッジの手法があるそうです。これはどういうことかという、例えば大腸がんで検診を受けた人がいます。その方々に、前年受けたという実績がありますから、検診キットというのを送っている自治体がございます。だけれども、送ったにもかかわらず3割はそれを活用しない。受診されないということで、3割が無駄になっている。そこで、考えたのです。1つは、検診を受ければ来年も検査キットを送りますとメッセージする。もう一つは、受診しないと来年は検査キットは送付されませんというメッセージを送る。すると、2番目の後者の受診率が7ポイントも向上したということです。このナッジの手法を活用してはどうかと思っております。この私の提案についての見解を伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 所管のほうで受診率向上を図るためにいろいろ勉強しております。今回もまだ勉強しているのですけれども、それで今全国の事例で、それがナッジの法則なのかどうなのかはわからないのですけれども、オプトアウト的な、がん検診とで健康診断をセットにして、今は健康診断に何々をつけますかという聞き方でやっているのですけれども、最初からもう全部ついてますよ、でも外すものがあればチェックしてくださいというようなことをやっていて受診率を上げている自治体もあるようなので、その場合の検討といいますか、調べて、費用的に幾らぐらいかかるのかというのと受診率の向上にどれぐらい寄与するのかというものを調査して、効果があるのだったらやってみたいなということは今担当レベルで検討しているところです。そのほか、従来のなセット検診をできないかということ、地道な検討もしていきたいと考えております。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 それでは、次の児童虐待防止の取り組みについて伺いたいと思います。本年6月に成立しました児童福祉法改正、このことによって親などによるしつけと称した体罰禁止規定が盛り込まれたのです。また、この12月からダイヤル189というのが無料になっております。それで、児童虐待を防ぐために取り組むべく市も、あるいは児童相談所もやっていると思うのですが、市としてはこの189という無料の電話、これのPR活動というのはどのようにされているのか伺っておきたいと思います。今までは有料だったので、ちょっと気になるけれども電話しなかったという方が多いかと思います。12月からは無料になりました。そのことについての周知はどのようになっているのか伺っておきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 児童虐待の対応につきましては、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより充実が図られてきておりますけれども、全国的に児童虐待に関する相談は増加し続けている状況です。厚生労働省では毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、その期間中に集中的な広報、啓発活動を実施しております。滝川市におきましても、その一環として関係機関へのポスター、チラシ、オレンジリボンの配布、また昨年よりイオン滝川店におきまして来店された市民の方へも児童虐待の通報先についての啓発等を実施しているところです。また、通年にわたり各種のイベント、行催事等に出向き、啓発を行っておりまして、平成30年度におきましては延べ約5,500人ほどの方にオレンジリボンなどを配布させていただきました。虐待の防止には早期発見、早期対応が重要であることから、このたびダイヤル189が無料になったということの周知も含めて今後さらに進めてまいりたいと考えております。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 非常に精力的に活動されているということで理解しました。

◎3、防災対策

1、内水浸水対策（ハード）について

2、外水対策（ハード）について

最後の質問です。防災対策について。防災についてもいろいろあると思いますので、今回は水害

について絞って伺いたいと思います。水害でも内水浸水対策、それと外水浸水対策という2つの対策があるかと思いますが、まず初めに、内水のほうですが、現状ゲリラ豪雨などで一挙に雨が降った。その際に下水道あるいは排水路に流入した雨水処理能力、これは1時間当たり何ミリまでは今現状大丈夫なのか。それと、その処理能力、1時間当たり30ミリなら30ミリ、50ミリなら50ミリ降ったとき、その処理能力を超えたときにはどのような対策を行っているのか、あるいは行おうとしているのか伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 滝川市が整備している雨水管は、計画当時の補助基準に合わせまして時間当たり35.5ミリの降雨強度で設計をされております。しかし、近年のゲリラ豪雨による限られた地域で短時間に激しい雨が降る異常気象の頻発や下水道整備が行われてきたここ数十年間、都市化が進み、昔と比べ同じ雨の量でも雨水が短時間に下水道施設等へ集中することにより、既存施設の雨水排除能力を上回る状況が生み出され、道路冠水や建物への浸水被害がたびたび発生するようになったのも事実でございます。近年本州のほうで発生しておりますゲリラ豪雨による時間当たり100ミリを超える降雨には下水道計画における雨水管の能力として対応はできておりませんが、滝川気象観測所での最大を記録した平成22年8月の時間当たり54ミリの際に被害を受けた地域につきましては、雨水のバイパス管の設置及び雨水本管からの逆流を防止するフラップゲート整備などのハード対策を行ってきております。加えて、市の防災作業所に排水ポンプ、発電機、運搬車両等の非常用資機材の常備化を進めたことによりまして浸水想定箇所への迅速な対応が可能となり、局地的な浸水対策に努めているところでございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 将来的に多分、今すぐく1時間当たりの降水量というのが上がってきておりますので、将来的には非常に雨水管とかを改良していかなければいけないと思うのです。ただ、今すぐということになると財政的な部分が非常に重くのしかかってくる。ただし、長いことを見通せば少しずつ手をかけていかなければいけないと思うのですが、これは滝川市としても国に対してどのように話を持っていくかが重要だと思うのです、整備するのに。市長はこのことについてどのような所見をお持ちなのか伺っておきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 このたびの台風、大きな被害がございまして、栃木市に行ってもその爪跡を見て、もう想定外ということはないなということを感じております。ただいま国土強靱化計画ということによって、国の3カ年の中において河川のしゅんせつ等々を行っているわけでございますけれども、さらにこの国土強靱化を延長してほしいという要請を国に今しているところでございまして、さらに国土強靱化という形で想定外の台風という災害にも対応できるような河川環境、または下水環境等をつくっていくべく国に訴えているところでございまして、その必要性は十分同じ認識を持っているというふうに思っております。今後も国に対する要望を続けてまいりたいと思いますので、議員もぜひお力添えをいただきますことを心からお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 それでは外水対策について伺いたいと思います。昨日、安樂議員が洪水ハザードマップを早急に作成すべきという質問をさせていただいておりますけれども、それにちょっとかかわってくるものですから、ぜひ早くやっていただきたいなと思うのですが、今回のこの質問は川の氾濫を防ぐためにどうしたらいいかということで、市としては定期的に川底のしゅんせつ工事、川底を削ってもとどおりの流れを保つ、こういう工事を定期的にされていると思うのです。その状況、どの間隔でやっているのかということを伺っていきたいと思います。滝川市においては、石狩川、空知川、石狩川については先人の方が努力をされて、万里の長城と言われる、そういう堤防をつくっていただきましたけれども、その堤防でさえ決壊するおそれがあるということで、川底の流れを保つ、今までどおりの流れを保つためにしゅんせつされたごみとか土砂、これを定期的に急いでやらないてはいけないのです。このサイクルがどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 滝川市が管理いたします河川のしゅんせつの実施につきましては、特にサイクルを定めて行っているものではありませんけれども、各河川の土砂の堆積状況や地域からの要望を考慮して行っております。その実績といたしまして、江部乙の農村地区を流れる中小河川を中心に年間約500メートル程度の実施を行っております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 過日の報道で、国は最近の氾濫状況を鑑みて、例えば滝川市が管理する河川についてはしゅんせつ工事を行うための予算づけをするということを言っております。これは、地方交付税で補填されるのかは別として、その可能性は滝川市においてもありますか、部長、伺っておきたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 三上議員のご質問のとおり、去る11月12日、総務大臣の閣議後記者会見におきまして、地方自治体が実施する河川のしゅんせつ等について来年度の地方財政対策へ盛り込むことを検討しているといった旨の発言がございました。また、一部報道におきまして、それに準じるような内容の報道がされております。現行では、市の管理する河川のしゅんせつ事業について災害による被災復旧を除き、財政措置はない状況でありますので、我々担当所管といたしましても大いに期待をしているところでございます。ただ、しかしながら、現時点ではその事業の要件や内容について明らかになっていないことから、今後示されます地方財政対策などを見きわめた上で、もし有用な制度であれば、さきの質問でお答えさせていただきました江部乙の農村地区に加えまして、市街地を流れる深沢川など減災対策に有効と思われる河川につきましては、財政協議を通じながら制度活用を検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。

○三上議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

佐々木議員の発言を許します。佐々木議員。

○佐々木議員 新政会の佐々木和代でございます。通告に従い、質問させていただきます。

◎1、防災対策

1、福祉避難所について

1 番、防災対策、福祉避難所についてお伺いいたします。滝川市の避難所計画については、現在見直しを行っているところであると認識しております。福祉避難所に関しては、避難生活が困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が利用すると考えられますが、市内の対象者をどのように把握されているのかお伺いいたします。

○議長 長 佐々木議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○長瀬総務部次長 福祉避難所の利用対象者の把握につきましては、平成21年度から平成23年度の3カ年間で全ての町内会に説明に回り、支援が必要な方の個人の避難支援プランを作成いただくことで避難行動要支援者の把握をしているところでございます。

○議長 長 答弁が終わりました。佐々木議員。

○佐々木議員 その個別支援プランの更新はなされていますか。また、今週月曜日に行われた市民への説明会において、市民からも個別支援プランが細か過ぎて作成するのが難しいという意見も出ておりました。福祉避難所のことを整えるのは命にかかわる問題ですので、ぜひ今回の避難所等変更計画にあわせて個別支援プランの内容の見直しを実施する必要があると思いますが、いかがですか。

○議長 長 答弁を求めます。総務部次長。

○長瀬総務部次長 まず、個人の避難支援プランの見直しにつきましては、定期的な見直しは現在行っておりませんが、見直しが必要であるというふうには認識しております。これにつきましては先ほど内容の見直しということもございまして、基本的な項目といたしましては病歴含めて、そういった個人情報的なこともございます。あとは、支援をどういった方にしてもらおうかという部分のところもありますので、そういったご意見も踏まえながら見直していきたいというふうに考えますし、この避難支援プランの作成に当たりましては、本人はもとより町内会並びに民生委員さんを初め関係機関に協力を求めながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長 長 答弁が終わりました。佐々木議員。

◎2、保健福祉行政

1、介護予防について

2、8050問題について

○佐々木議員 では、次の質問に移ります。2 番、保健福祉行政、介護予防についてお伺いいたします。

2018年に創設された保険者機能強化推進交付金において、2018年、2019年度の予算では都道府県と市町村合わせて200億円の予算が計上されていましたが、本年11月19日の新聞報道では、来年度の予算は倍額の400億円を計上し、介護予防の自治体競争を促進させ、消極的な自治体は減額する仕組みに改めることになっています。そこで、滝川市における2018年度の取り組みと実績、また来年度の介護予防計画の取り組みをどのように考えているのかお伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 本市の2018年度における保険者機能強化推進交付金の取り組みとしましては、612満点中552点となり、北海道内で上位2位の得点となったところです。特に自立支援、重度化防止等に資する施策の推進という大きな項目につきましては、全国1,741保険者中、上位62位との評価をいただきました。評価につながりました具体的な取り組みとしましては、本市の特徴的な取り組みであるいきいき百歳体操教室を中核とする住民主体の通いの場への参加率、薬剤師会との連携による残薬調整活動を初めとする在宅医療介護連携に関する取り組みなどがありました。2020年度の介護予防計画の取り組みといたしましては、引き続きいきいき百歳体操教室を中心とした介護予防の取り組みを推進するとともに、支えあい・いきいきポイント事業のようなさらなる参加者の拡大を促すための事業や要支援の1、2の方など軽度の支援が必要となられた方の状態改善、重度化の防止のための支援について検討します自立支援型の地域ケア会議の実施など、より一層工夫を進め、自立した暮らしを支えるための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議 長 答弁が終わりました。佐々木議員。

○佐々木議員 道内2位の成績で得た交付金の活用はどのような事業を実施しているのか、その交付金をもとにどのような事業を実施しているのかお伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 交付金につきましては、国、道、市、第2号被保険者の保険料などの法律によって負担すべき割合が定められているような事業には充当することが禁じられております。使途が限定的となっております。現状では多くの自治体が地域支援事業として実施している事業の第1号被保険者の保険料負担部分に充当しております。滝川市におきましても同様に地域支援事業として実施している事業の第1号被保険者保険料負担部分に充当し、次年度への繰り越しを行いながら、今後の保険料増額の抑制のための財源あるいは新たな保健福祉事業の実施のための財源として検討を行っております。

○議 長 答弁が終わりました。佐々木議員。

○佐々木議員 再質問します。

新たな保健福祉事業の実施のための財源として検討を行っているというふうに今部長は言いましたが、いきいき百歳体操で身体能力の低下予防に効果が出たように、今度は認知症予防に効果が出るような取り組みをぜひ積極的に行ってほしいと期待しますが、実施していただけますか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどご説明いたしましたように、交付金については活用の使途が限定的ではありません。ただ、介護保険財政の中では、全て目指すところは今ご質問にありますように認知症の予防、介護の予防、また自立した生活を支援することが最大の目的であります。限られた財政の中ではありますけれども、可能な限りの事業を考案し、皆様の役に立つ介護保険制度の樹立を目指したいと考えております。

○議 長 答弁が終わりました。佐々木議員。

○佐々木議員 では、次の質問に移ります。

８０５０問題です。８０５０問題とは、８０代の親が５０代の子供の生活を支えるという問題です。背景にあるのは子供のひきこもりです。ひきこもりという言葉が社会に出始めるようになった１９８０年代から９０年代は若者の問題とされていましたが、約３０年がたち、当時の若者が４０代から５０代、その親が７０代から８０代となり、長期高齢化、こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ち始めています。昨年札幌で起きた母親と娘の孤立死、ことしの５月に川崎で起きた殺傷事件でも浮かび上がった８０５０問題の深刻さは、社会の大きな課題だと認識しております。昨年内閣府の調査によると、４０歳から６４歳の中高年のひきこもりの人は全国で推計６１万人という結果が出ています。厚労省では都道府県等へひきこもり地域支援センターによる生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関への積極的な支援を要請していますが、本市においてはひきこもりの相談窓口はどこ部署で行っているのか。また、滝川市における中高年の引きこもりの実態は把握できているのかお伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 本市ではひきこもりに特化した専門の窓口は設けておりませんが、従前から介護、障害、精神保健、生活保護など福祉施策にかかわる関係部署、機関がそれぞれの日ごろの活動の中で把握した情報をもとに必要な部門との情報共有を図り、必要となる支援等の対応を行っております。また、生活困窮者自立支援制度との連携の面では、生活困窮者自立相談支援事業としてそらち生活サポートセンターに常設の窓口を開設し、生活困窮者に対してひきこもりを含めたさまざまな問題や不安についての相談に応じ、生活困窮者が抱える課題解決に向けた支援を行っているところです。本市におきます中高年の引きこもりの実態につきましては、調査等は実施しておりませんが、先ほどの関係機関による対応の中でそれぞれ程度の違いがございますが、中高年に限らず現在約２０世帯程度と把握しております。

○議 長 答弁が終わりました。佐々木議員。

○佐々木議員 再質問いたします。

相談窓口は滝川市にはないけれども、空知で広域で持っているということは理解しました。ただ、８０５０問題の当事者から相談してくるケースというのは考えにくいからこそ社会問題になっていると思われます。各機関の連携も大切ですが、担当の部署をはっきりさせ、責任を持って支援する必要があるというふうに考えますが、いかがですか。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほど答弁させていただきましたように、例えばひきこもりの方といっても、そ

の方の経済状態、原因は何なのか、疾病なのか、もしくは単なる気分なのか、いろいろ程度の差がございます。その中で、滝川市で今現在把握しているのが約20世帯、その世帯に対して特設の専任窓口を設けるということは現時点では困難だと感じております。また、人材育成、その中身の支援の内容に応じた人材をどのように育てていくのか。それも含めて今国のほうで会議を行っておりまして、福祉全般の総合相談窓口の設置に向けた検討をしていると聞いております。その情報を得ながら、滝川市においてそれが実施できるかどうかは今後の課題とさせていただきたいと考えております。

○議長 長 答弁が終わりました。

○佐々木議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして佐々木議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 報告第1号 監査報告について

報告第2号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第3、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第1号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

最初の報告ですが、監査の対象は会計課、議会事務局、農業委員会事務局を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成30年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、それぞれ記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、軽易な事項につきましては監査の過程においてその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、財政援助団体等の監査ですが、監査の対象は一般社団法人滝川国際交流協会であり、監査の範囲は平成30年度の事業及び財政援助に係る出納その他の事務であります。

監査の期間、監査の目的及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に注意が必要と思われる事項といたしまして、仕訳帳の記載の不備や旅費の支給遅延などが見受けられ、これらについては適切な事務処理をされるよう、講評において指導いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、監査意見といたしまして、今回収入、支出に係る現金、預金取扱事務及びこれらに関する事務が適正に行われているか、また平成30年度の決算に係る貸借対照表、正味財産増減計算書の書類が公益法人会計基準及び団体の会計規程等に基づいて作成されているか、計数は正確か、財政状況に関する会計事実は適正に表示されているかどうかについて関係書類及び関係帳簿等を審査した結果、いずれも良好に処理されており、今後も引き続き適切な事務処理に努めていただきたい。また、収支計算書によりますと、事業収入のうち独立行政法人国際協力機構（JICA）及び滝川市などからの受託事業や補助金が半分以上を占めていることから、協会の自立を図るためにも会員の拡充による安定的な収入の確保に努められるとともに、今後も効率的な事業の見直しなど、より一層の経費節減にご尽力いただきたい。

一般社団法人化により公益目的支出計画の作成が義務づけられ、計画の実施期間は9年で、令和4年3月31日までに公益目的財産額4,319万9,122円をゼロにすることとしています。平成31年3月31日現在の残額が2,477万5,532円となったところでありますが、今後も引き続きこの計画に基づく事業運営に努めていただきたい。

以上で報告第1号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第2号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和元年7月から令和元年9月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんが、軽易な事項については検査の過程においてその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、内容は省略いたします。

以上で報告第2号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第4 意見書案第1号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める要望意見書

意見書案第2号 スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める要望意見書

○議 長 日程第4、意見書案第1号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を

求める要望意見書、意見書案第2号 スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める要望意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案2件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、国家公安委員長であります。

意見書案第2号 スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づく議会運営委員会からの提案のものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号の2件は、いずれも可決されました。

◎日程第5 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第5、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第4回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長挨拶

○議長 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申し出がござ

いますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 それでは、議長のお許しをいただきまして、第4回定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

12月4日に開会されました本定例会、本日までの9日間、議員各位におかれましては真摯にご議論いただき、いずれも上程させていただきました議案に可とご認定いただきましたことに感謝申し上げます。また、一般質問等でいろいろとご示唆いただいたことにつきましても感謝申し上げます。今後の市政運営に生かしてまいり所存でございますので、今後ともご指導いただきますことを心からお願い申し上げます。

いよいよ年末でございます。インフルエンザが随分はやっているようでございますので、それぞれがご自愛の中、新しい年を迎えられますことを心からご祈念申し上げます、本定例会閉会にあたってのご挨拶とします。

大変ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長 第4回定例会、大変ご苦労さまでございました。

ことし1年を振り返りまして、4月、春の選挙を終え、5月に新たな新体制の滝川市議会がスタートしたわけですが、大変重い重責であります議長という責を務めさせていただくことになりましたが、6月、代表質問、そして9月、そして本定例会と一般質問が続いてまいりましたが、なかなかふなれな部分もございまして、議員の皆様方にはご迷惑をかけた部分も多々あるかと思いますが、ふなれということでご容赦願いたいと思います。また、今議会におきまして、私の一丁目一番地でありました市民との意見交換会を持っていただきたいということに関しましても真摯に受けとめていただきまして、今回2回の意見交換会、そして来年早々も予定されているということで、私自身として大変うれしく思っております。この定例会終了後、12月はわずかな期間が残されておりますが、12月、1月と忘年会、お酒を飲む機会が多くなろうかと思いますが、お体は十分管理されますように、そしてまた新たな年を迎えられますことをご祈念申し上げます第4回定例会終了後のご挨拶とさせていただきます。

ことし1年大変ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和元年第4回滝川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時20分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員